

関自保第 67号の3
関自貨第100号の3
関自監貨第 42号の3
平成25年 5月 1日

管内貨物自動車運送事業者 各位

関東運輸局自動車技術安全部長

関東運輸局自動車交通部長

関東運輸局自動車監査指導部長

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における5両未満営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置に関する取扱いについて

標記について、平成25年4月22日付け国自安第22号及び国自貨第7号により、自動車局安全政策課長及び自動車局貨物課長から「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における5両未満営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置に関する取扱いについて」（平成25年3月29日付け国自安第183号、国自貨第146号）の一部を改正した通達が別添のとおりあったので、了知されたい。

また、別紙2の様式により平成25年5月31日までに管轄運輸支局あて提出されたい。

■提出先（営業所を管轄する各運輸支局輸送担当）

東京運輸支局	〒140-0011	東京都品川区東大井 1-12-17
神奈川運輸支局	〒224-0053	神奈川県横浜市都筑区池辺町 3540
埼玉運輸支局	〒331-0077	埼玉県さいたま市西区大字中釘 2154-2
群馬運輸支局	〒371-0007	群馬県前橋市上泉町 399-1
千葉運輸支局	〒261-0002	千葉県千葉市美浜区新港 198
茨城運輸支局	〒310-0844	茨城県水戸市住吉町 353
栃木運輸支局	〒321-0169	栃木県宇都宮市八千代 1-14-8
山梨運輸支局	〒406-0034	山梨県笛吹市石和町唐柏 1000-9

国自安第183号
国自貨第146号
平成25年3月29日

国自安第22号
国自貨第7号
一部改正 平成25年4月22日

関東運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における5両未満営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置に関する取扱いについて

今般、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「輸送安全規則」という。）の一部を改正する省令（平成25年3月29日国土交通省令第14号。以下「改正輸送安全規則」という。）が別添1のとおり公布されたことに伴い、平成25年5月1日以降、原則として、営業所における配置車両数にかかわらず、事業用自動車の運行を管理する全ての営業所に運行管理者の選任義務が課されることとされたところである。

については、今後の本措置に係る取扱いについては、下記のとおりとしたので、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本措置については、公益社団法人全日本トラック協会、一般社団法人全国霊柩自動車協会、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関に対し、別添のとおり通知したので、その旨了知されたい。

記

1. 運行管理者の選任義務が課されない営業所の地方運輸局等による公示について
改正輸送安全規則第18条第1項ただし書において、「5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が、当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して、当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、この限りでない。」と規定され、例外的に運行管理者の選任義務が課されない営業所を別途指定することとした。

運行管理者の選任義務が課されない営業所は、具体的には、

- ① 専ら霊きゅう自動車の運行を管理する営業所、
- ② 専ら一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第2条第2項の一般廃棄物をいう。）の収集運搬のために使用される自動車の運行を管理する営業所、
- ③ 一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）の地域に存する営業所、

とするが、これらは、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について」（平成15年2月14日付け国自貨第80号自動車交通局長通達）別紙1.（10）に基づき、一般貨物自動車運送事業等の許可等にあたり、その行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性に鑑み、業務の範囲を限定するなどの条件が付されており、その実態等を考慮したものである。

については、別添2の公示例を参考に改正輸送安全規則の公布以降、速やかに必要事項を公示すること。

なお、いわゆる急便業者が行う急便輸送に係る自動車の運行を管理する営業所など、許可等にあたりその業務の範囲を限定して行われている営業所について、地方運輸局等の管内における当該運送形態に係る事業の特殊性を考慮し、当該事業の実態、運送の状況、輸送の安全の確保体制等について確認のうえ、当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認められる場合には、地方運輸局等の判断において、公示することにより、運行管理者の選任義務を課さないこととして差し支えない。

2. 改正輸送安全規則の経過措置について

改正輸送安全規則の経過措置（以下「経過措置」という。）において、公布の際に5両未満の事業用自動車を管理する営業所にあつては、同令の規定にかかわらず、平成26年4月30日まではなお従前の例によるものとされている。

この経過措置に伴い、必要となる3. 及び4. の対応を図られたい。

3. 公布の際に5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所への対応について

（1）公布の際に5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所における運行管理者の選任状況の確認及び指導について

公布の際に5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所（改正輸送安全規則第18条第1項ただし書の規定により地方運輸局長が認めるものを除く。以下「5両未満営業所」という。）にあつては、運行管理者を解任し、この旨届出た者のみならず、解任届出がないにもかかわらず運行管理者が退職している等の事業者も存在している。

このような状況を鑑みると、経過措置の適用を受ける事業者については、運行管理者の選任の状況等について、その実態を調査し、これに応じて運行管理者の選任をおこなわせるべく必要な指導を行う必要がある。

については、改正輸送安全規則公布の際に5両未満となっている営業所等の実態を把握し、別添3（例）によりとりまとめ、必要な指導を行うこと。

(2) 5両未満営業所に対する運行管理者の選任に係る手続等の進捗に関する指導について

① 運行管理者の選任と経過措置について

5両未満営業所については、経過措置の終了時までには運行管理者を選任する必要があるが、運行管理者試験を受験する場合には、その受験資格として、基礎講習を修了しているか又は運行の管理に関する実務経験一年以上を有していることが必要である。このため、この受験資格を早期に具備するよう、指導するとともに、運行管理者試験の受験申請時期を捉え、運行管理者の選任届出がなされていない5両未満営業所に対し、運行管理者試験の受験案内に努めること。

また、経過措置の期限が平成26年4月30日までとされていることから、できる限り平成25年度上期の試験を受験するように指導することと合わせ、平成25年度下期の運行管理者試験（平成26年3月実施予定）を受験しようとする者に対しては、合格発表（平成26年4月初旬予定）から1か月以内に経過措置の期限が到来するため、輸送安全規則第25条第3項に基づき3か月以内とされている交付申請の期限にかかわらず、合格発表後速やかに交付申請手続きを行うよう指導すること。

この場合において、地方運輸局等におかれても、運行管理者資格者証の交付申請がなされた場合には速やかに交付すること。

② 経過措置期間が終了後、運行管理者が未選任となっている5両未満営業所への対応方針等について

経過措置期間終了（平成26年5月1日）以降は、運行管理者の選任届出がなされていない5両未満営業所については、監査等を実施の上、厳正に対処すること。

4. 公布から施行までの間に5両未満の営業所となる場合の対応について

(1) 改正輸送安全規則の公布から施行までの間に5両未満の営業所となる場合であっても、運行管理者を解任することは妨げられてはいない。

しかしながら、5両未満となる営業所になっても施行日以降は運行管理者の選任義務が課されることから、運行管理者の解任届出を提出しようとする事業者に対しては、その手続を慎重に行うよう指導すること。

この措置は、施行日以後には確実に運行管理者が選任されているよう、指導する趣旨である。

(2) 上記(1)のとおり運行管理者の解任に関する指導を行ったにもかかわらず、運行管理者を解任することにより、改正輸送安全規則の施行以降、運行管理者

が不在となった事業者については、監査等を実施の上、厳正に対処すること。

5. 今般の措置に関する事業者への周知徹底について

改正輸送安全規則については、5両未満営業所を有する事業者に対しては漏れなくその周知を図るべく、3.の確認・指導の機会を含め、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関とも連携のうえ、遺漏のないよう取り計らうこと。

関自貨第54号
平成25年 5月 1日

管内一般貨物自動車運送事業者 各位

関東運輸局長

保有数5両未満の一般貨物自動車運送事業者に係る
事業計画報告書の提出について

平素から運輸行政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業における輸送の安全の確保は極めて重要であり、このため営業所において運行管理等を適格に行える組織、管理体制を確保するための事業規模として、最低車両台数を営業所ごとに5両以上とする許可基準を設けております。

従来より、最低保有台数5両未満の事業者に対しては、事業用自動車を基準の5両以上に是正するための計画等を求めるとともに、必要な指導を行っているところであります。

つきましては、貴社が届出している事業用自動車の保有台数は、平成25年3月現在で5両未満となっておりますので、業務多忙のことと思いますが、別添の事業計画報告書に所定の事項を記入のうえ、下記により提出をお願い致します。(貨物自動車運送事業報告規則第3条第1項に基づく報告)

なお、期限までに報告書の提出がない場合には、監査等を行うことがあります。

記

1. 提出期限 平成25年 5月31日(金)
2. 提出先 貴社営業所を管轄する各運輸支局輸送担当
東京運輸支局 〒140-0011 東京都品川区東大井1-12-17 (Tel. 03-3458-9233)
神奈川運輸支局 〒224-0053 神奈川県横浜市都筑区池辺町3540 (Tel. 045-939-6801)
埼玉運輸支局 〒331-0077 埼玉県さいたま市西区大字中釘2154-2 (Tel. 048-624-1032)
群馬運輸支局 〒371-0007 群馬県前橋市上泉町399-1 (Tel. 027-263-4440)
千葉運輸支局 〒261-0002 千葉県千葉市美浜区新港198 (Tel. 043-242-7335)
茨城運輸支局 〒310-0844 茨城県水戸市住吉町353 (Tel. 029-247-5244)
栃木運輸支局 〒321-0169 栃木県宇都宮市八千代1-14-8 (Tel. 028-658-7011)
山梨運輸支局 〒406-0034 山梨県笛吹市石和町唐柏1000-9 (Tel. 055-261-0880)
3. 提出部数 1部

事業計画報告書

(様式1)

平成 年 月 日

関東運輸局長 殿

事業者名
住 所
代表者名
電話番号
営業所名

貨物自動車運送事業報告規則第3条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

許可(免許)の年月日	年 月 日	事業者番号
参入時の事業用自動車の総数		両
報告書提出時の事業用自動車の総数		両
普通	両	小型
両	けん引	両
両	被けん引	両
普通	両	小型
両	けん引	両
両	被けん引	両
<small>(現在の保有車両数になるまでの経緯)</small>		
主な荷主の業種		
運行管理者の選任・届出	有・無	<small>(貴社が行っている運行の安全確保に関する対策)</small>
トラック関係会社の系列	有・無	事業者名
事業協同組合等への加入状況	有・無	組 合 名
事業用自動車を5両以上とする計画等	増 車	有・無
	譲渡・譲受	有・無
	合 併	有・無
	協同組合、企業組合等への加入又は設立	有・無
	廃 止	有・無
	そ の 他	<small>(上記の計画以外の特別な意見がある場合に記入)</small>

事業計画報告書

(様式1)

平成24年10月1日

関東運輸局長 殿

【記載例】

事業者名 国土交通運輸株式会社
 住 所 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
 代表者名 運輸 一郎
 電話番号 03-5252-8575
 営業所名 本社営業所

貨物自動車運送事業報告規則第3条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

許可(免許)の年月日	平成3年10月25日				事業者番号	貨物-410000000										
参入時の事業用自動車の総数			5 両		報告書提出時の事業用自動車の総数			3 両								
普通	3両	小型	2両	けん引	両	被けん引	両	普通	2両	小型	1両	けん引	両	被けん引	両	
(現在の保有車両数になるまでの経緯)																
近年の不景気に伴い荷主からの運送依頼が減少したため、平成18年及び19年に減車届出をした。																
主な荷主の業種					食料品製造業											
運行管理者の選任・届出			有・無		(貴社が行っている運行の安全確保に関する対策) 点呼の際、適切な運行指示・伝達や安全運行上のアドバイスを確実に行う。また、運行記録計等により運行状態の分析を行い乗務員指導に活用する。											
トラック関係会社の系列			有・無		事業者名			霞ヶ関運送株式会社								
事業協同組合等への加入状況			有・無		組 合 名											
事業用自動車を5両以上とする計画等	増 車		有・無		予定年度・車両数		24年度	1両	25年度	2両	以 降		0両	内訳 普通 3両 小型 両		
	譲渡・譲受			有・無		(予定年月、相手事業者の名称・所在地・保有車両数)										
	合 併			有・無		(予定年月、相手事業者の名称・所在地・保有車両数)										
	協同組合、企業組合等への加入又は設立			有・無		(加入予定年月又は設立予定年月、組合名又は予定組合種別、組合支配車両数)										
	廃 止			有・無		(予定年月)										
	そ の 他			(上記の計画以外の特別な意見がある場合に記入)												

報告書

(別紙2)

平成25年4月20日

関東運輸局長 殿

事業者名 国土交通運輸株式会社

住 所 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

代表者名 運輸 一郎

電話番号 03-5252-8575

営業所名 本社営業所

貨物自動車運送事業報告規則第3条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

経営する貨物自動車運送事業の種別 【一般貨物自動車運送事業・特定貨物自動車運送事業】									
本社 営業所における平成25年3月29日現在の事業用自動車の総数								4 両	
普通自動車	普通	両	小型	2 両	けん引	2 両	被けん引	両	
霊柩自動車	宮型	両	洋型	両	バン型	両	バス型	両	
5両未満となった減車届出日					【昭和・平成 16年 12月 25日】				
運行管理者の選任・配置状況	手続き上の運行管理者の選任の有無			運輸支局に届出している「選任届」を参考にご記載ください。			【有 無】		
	運行管理者の氏名			運輸 花子			【有 無】		
	選任年月日(選任届出年月日)			【昭和・平成 15年 10月 29日】 【昭和・平成 15年 11月 1日】			【有 無】		
	事実上の運行管理者の配置の有無			【有 無】			【有 無】		
	運行管理者が不在の場合の理由及び解任届出年月日 (未提出の場合は、その旨を記載。)			【理由 平成23年10月1日退職】 (解任届未提出)			【昭和・平成 年 月 日】		
	運行管理者資格者証の取得年月日			【昭和・平成 15年 10月 15日】			【有 無】		
	兼職の有無			【有 無】			【有 無】		
	兼職の内容			【 代表者 】			【有 無】		
(運行管理者資格者以外)	保有者の有無		上記以外で資格者証を保有している者がいた場合に記載してください。				【有 無】		
	保有者氏名		【 】				【有 無】		
	資格者証交付年月日		【昭和・平成 年 月 日】				【有 無】		
基礎講習修了者の有無								【有 無】	

トラック運送事業者の皆様へのお知らせ

**平成25年5月1日から、保有車両数が5両未滿の
営業所でも運行管理者の選任が必要となります！**

ただし、平成25年3月28日時点で保有車両数が5両未滿となっている営業所については、平成26年4月30日まで猶予期間があります。

(注1) 専ら霊きゅう自動車、一般廃棄物の収集のために使用される自動車を管理する営業所、離島に存する営業所については、保有車両数が5両未滿である場合、引き続き、運行管理者を選任する義務はありません。

運行管理者になるためには…

1. 運行管理者試験（年2回実施）に合格
2. 5年以上の実務経験の間に基礎講習を含む講習を5回以上受講
いずれかの要件が必要となります。

運行管理者の選任に関し、ご不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

関東運輸局	保安・環境課	電話：045-211-7256
東京運輸支局	保安担当	電話：03-3458-9237
神奈川運輸支局	保安担当	電話：045-939-6803
埼玉運輸支局	保安担当	電話：048-624-1032
群馬運輸支局	保安担当	電話：027-263-4422
千葉運輸支局	保安担当	電話：043-242-7338
茨城運輸支局	保安担当	電話：029-247-5249
栃木運輸支局	保安担当	電話：028-658-7013
山梨運輸支局	保安担当	電話：055-261-0882

なお、運行管理者試験に関する問い合わせにつきましては、以下へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

(公財) 運行管理者試験センター
試験事務センター 電話：04-7170-7077